

監査結果に係る措置状況報告書

(令和6年3月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第10号

令和6年3月12日

東大阪市監査委員	向川茂弘
同	牧直樹
同	松川啓子
同	木村芳浩

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

目 次

環 境 部	1
企 画 財 政 部	7
人 権 文 化 部	11
上下水道局水道総務部	21
上下水道局水道施設部	27

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和6年2月8日

3. 監査結果に関する報告

令和3年8月10日監報第2号 監査結果報告書

4. 監査の対象

環境部所管事務

循環社会推進課

再生資源集団回収奨励金交付事務について

当課では、ごみの減量と資源の有効利用を図ることを目的に、再生資源について集団回収を行う自治会や子供会などの団体に対して、再生資源集団回収奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、奨励金を交付している。

ところで、当該交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 要綱第5条第2項で提出を求めている集団回収事業実施内訳明細書（以下「明細書」という。）及び再生資源集団回収仕切伝票（以下「仕切伝票」という。）のうち、仕切伝票に回収日が記載されていないもの。
- (2) 回収日ごとに作成を求めている仕切伝票が、複数日まとめて作成されているもの。
- (3) 回収日ごとに記載を求めている明細書の内訳欄が、1か月の合計で記載されているもの。

措置内容

措置済

(1) 提出を求めている仕切伝票の回収日の記載について、令和3年7月の上期申請書受付時から団体へ記載の必要性の指導を徹底し、回収日の記載のあるもので受付し、適正な事務処理をいたしました。

(2) 仕切伝票につきまして、状況を把握したところ、集団回収活動日に回収業者が資源を回収にくるもの、集合住宅のようにゴミ庫設置による随時回収で回収業者は適宜資源回収にくるもの等団体によって異なる実情がありました。仕切伝票は回収業者が発行することから、団体を通じて回収業者にも回収日ごとの仕切伝票を発行するよう求め、両者の認識を合わせるように指導し、適正な書類を受領するよういたしました。

(3) 回収日ごとに記載を求めている明細書の内訳欄につきまして、令和3年7月の上期申請書受付時から団体へ正しい記載の必要性の指導を徹底し、仕切伝票と納品書等の回収日・回収量を確認できる他の書類の提出を必要に応じて求めるようにし、適正な事務処理をいたしました。

環境事業所

1 資金前渡事務について

資金前渡事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 財務規則第 41 条の規定に基づき、駐車場使用料について毎月資金の前渡を受けているが、当該資金が使用日より後に資金前渡の口座から出金されており、立替払により支払われているもの。

(北部環境事業所)

- (2) 財務規則第 42 条第 1 項において、資金前渡職員は、前渡資金について直ちに支払う場合などを除き、金融機関に預け入れなければならないと規定されているが、直ちに支払わない前渡資金を金庫内で保管していたもの。

(東部環境事業所)

措置内容

措置済

(1)

令和 4 年 1 1 月分より、当該資金を使用する時は、使用前に資金前渡口座より出金して使用しております。

(2)

出納室作成の公金取扱いマニュアルに基づき適切な処理を行い、直ちに支払わない前渡資金については口座へ改めて入金しております。

2 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 財務規則第 108 条において、地方自治法施行令第 167 条の 2 の規定により随意契約による場合、予定価格が 50,000 円以下であるときや、契約の相手方が 1 人の者に特定されるとき等の例外を除いては、2 人以上の者から見積書を提出させなければならないと規定されているが、これら例外規定に該当しないにもかかわらず、1 人の者からの見積書により契約を締結しているもの。

(北部環境事業所)
- (2) 契約書に、権利の譲渡等の制限に関する条項が規定されていないもの。

(東部・中部・西部・北部各環境事業所)
- (3) 契約書に、再委託の禁止に関する条項が規定されていないもの。

(東部・中部・西部・北部各環境事業所)
- (4) 契約書に、破産法等に基づく解除に係る違約金に関する条項が規定されていないもの。

(北部環境事業所)
- (5) 財務規則第 46 条第 3 項において、前金払をしたときは、その用務終了後、報告書を会計管理者に提出しなければならないと規定されているが、報告書が提出されていないもの。

(東部・北部各環境事業所)

措置内容

措置済

(1)

令和4年度より見積書を2者より提出させ、1者に決定しております。

(2)

【東部環境事業所】令和4年度より標記の条項につき規定いたしました。

【中部環境事業所】権利の譲渡等の制限に関する条項が規定されていなかったことにつきまして、令和4年度より契約書の第23条において規定いたしました。

【西部環境事業所】権利の譲渡等の制限に関する条項が規定されていなかったことにつきまして、令和4年度より契約書の第23条において規定いたしました。

【北部環境事業所】令和4年度より標記の条項につき規定いたしました。

(3)

【東部環境事業所】令和4年度より標記の条項につき規定いたしました。

【中部環境事業所】再委託の禁止に関する条項が規定されていなかったことにつきまして、令和4年度より契約書の第11条において規定いたしました。

【西部環境事業所】再委託の禁止に関する条項が規定されていなかったことにつきまして、令和4年度より契約書の第11条において規定いたしました。

【北部環境事業所】令和4年度より標記の条項につき規定いたしました。

(4)

令和4年度から標記の条項につき規定いたしました。

(5)

【東部環境事業所】令和2年度分以降について適切に措置いたしました。

【北部環境事業所】令和3年度より報告書を作成し、提出しております。

3 備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

所管の備品について整理を行い、適正な管理をされたい。

(東部・中部・西部・北部各環境事業所)

措置内容

措置済

【東部環境事業所】 備品管理を徹底し、すでに廃棄されているものについては備品使用不能登録いたしました。

【中部環境事業所】 備品の管理について、ご指摘いただきました現物が見当たらないものは備品廃棄の登録を備品管理システムにて行い手続きが完了いたしました。今後所管の備品につきましては適正な整理をまいります。

【西部環境事業所】 備品の管理について、ご指摘いただきました現物が見当たらないものは備品廃棄の登録を備品管理システムにて行い手続きが完了いたしました。今後所管の備品につきましては適正な整理をまいります。

【北部環境事業所】 ご指摘いただきました現物については、令和 4 年度中に備品廃棄の登録を備品管理システムにて行い手続きが完了いたしました。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和6年2月8日

3. 監査結果に関する報告

令和4年2月10日監報第5号 監査結果報告書

4. 監査の対象

企画財政部所管事務

資産経営課

1 公有財産台帳の整備について

財務規則第 140 条において、各部等の長は、公有財産台帳（以下「台帳」という。）を調整し、その実態を明らかにしておかなければならないと規定され、同規則第 142 条において、公有財産に変更があった場合は直ちにその事実、年月日その他の必要な事項を台帳に記載しなければならないと規定されている。

ところで、台帳において、土地の地番が誤っているもの、資産名称が変更されていないもの及び実測面積が異なったものが多数見受けられた。

台帳の適正な整備に取り組まれない。

措置内容

措置済

ご指摘の内容について、地積測量図等を確認のうえ令和 5 年度に修正をいたしました。

2 財産区財産貸付事務について

財産区財産貸付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 財産区管理会条例第 8 条第 5 号アにおいて、財産区財産の貸付けに関しては、財産区管理会の同意を要すると規定されているが、同意が貸付契約日後になっているもの。
- (2) 財務規則第 157 条第 1 項第 2 号において、借受人は契約期間が 10 年未満の場合は、貸付料の 3 か月分相当額以上の貸付契約保証金を納付しなければならないと規定されているが、3 か月分相当額未満の額を定めて貸付契約を締結しているもの。
- (3) 貸付契約書に、暴力団排除に関する条項が規定されていないもの。

措置内容

一部措置済

- (1) 指摘事項につきまして、令和 5 年度に締結した新規貸付契約において事前同意を得たうえ、契約手続きを行いました。今後の新規契約においても事前同意を徹底し、適正な事務処理を行ってまいります。
- (2) 該当の契約は令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日の 5 年契約となっています。契約書において契約保証金の額が取り決めされているため、次回契約（令和 7 年 4 月 1 日）より適切な契約保証金額で契約を締結いたします。なお、相手方にはすでに内容を申し伝えております。
- (3) 指摘事項につきましては、起案時における契約内容の確認不足により発生したもので、ご指摘のとおり適正な事務処理ではありませんでした。令和 4 年度以降に契約締結したものについては、暴力団排除に関する条項を規定しております。今後も複数名でのチェックを徹底し、契約書に必ず暴力団排除に関する条項を規定するようにいたします。なお、本件については暴力団排除条例に基づく照会を実施しており、暴力団関係者でないことを確認しております。

3 文書事務について

文書取扱規程第 39 条及び第 40 条において、文書の保存期間及び文書分類表について規定され、当課が取り扱う市有財産貸付契約関係書の保存期間は長期、財産区貸付契約関係書の保存期間は 10 年に分類されている。

ところで、当該文書事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 貸付料の支払を受けている市有財産貸付契約関係書が見当たらず、不明となっているもの。
- (2) 市有財産貸付契約関係書及び財産区貸付契約関係書を誤った文書に分類し、保存しているもの。

措置内容

一部措置済
<p>(1) ご指摘の件については、賃貸借契約締結に向けた作業として、相手方に対し契約手続きに関する通知を行いました。今後も相手方との調整を進め、令和 6 年度分より契約が締結できるよう迅速に事務を行ってまいります。</p> <p>(2) 本件については、指摘後速やかに是正いたしました。</p>

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和6年2月8日

3. 監査結果に関する報告

令和4年2月10日監報第6号 監査結果報告書

4. 監査の対象

人権文化部所管事務

文化財課

1 収納事務委託について

当課では、指定管理者に対して、収納事務委託を行っている。

ところで、当該委託事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 徴収事務の委託契約を締結すべきところ、収納事務の委託契約を締結しているもの。
- (2) 地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づく収納事務委託契約の告示について、契約締結後、速やかに行っていないもの。
- (3) 毎月提出される現金出納簿について、記載がされておらず、所管課としての確認が十分でないもの。
- (4) 使用料について、1時間単位の金額が規定されているにもかかわらず、30分単位の金額で徴収しているもの。

措置内容

措置済

- (1) 旧河澄家における使用料等の「徴収及び還付事務委託契約」を令和4年4月より締結しました。
- (2) 令和5年度より徴収及び還付事務委託契約の告示について、速やかに行いました。
- (3) 毎月提出される現金出納簿について、令和4年1月分よりチェックリストおよび収納済通知書と照合しながら確認するよう改めました。
- (4) 令和4年2月より1時間単位で徴収するように指定管理者へ通知し、変更しました。

2 施設の使用許可事務について

当課が所管する鴻池新田会所については、非公募で選定された指定管理者が市との協定に基づき管理運営を行っている。

一方、同会所の施設の使用については、鴻池新田会所条例第5条第1項において、施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないと規定され、同条例施行規則（以下「規則」という。）第3条第3項において、市長は施設の使用を許可したときは、使用許可書を交付すると規定されている。

ところで、施設の使用許可において、起案が行われておらず、規則で公印の押印が定められた使用許可書に公印が押印されていない。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
令和4年度より、施設使用許可において、起案し公印の押印をしています。 (令和5年度 休館中)

3 物品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている物品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

所管の物品について整理を行い、適正な管理をされたい。

措置内容

措置済
ご指摘を踏まえ、令和 4 年度中に廃棄処理を行いました。

人権同和調整課

1 同和更生資金貸付基金について

同和更生資金貸付基金については、平成 6 年度に事業を停止し、現在は貸付金の償還に伴う管理を行っている。

未償還金については、平成 26 年度に貸付利子を含め 110,211,257 円の債権放棄を行い、令和 3 年 10 月末では 3,014,665 円となっている。

債権放棄を行った結果、未償還金は大幅に減少したものの、その中には債務者が不明なものも含まれていることから、債権調査を進めながら、早期の回収に努められたい。

措置内容

改善中

指摘事項につきましては、令和 6 年 1 月末現在で未償還金が 2,941,180 円となっており、今後も債権調査を進めつつ、適正な債権管理を行い、早期の回収に努めてまいります。

また、基金原資の 3 分の 2 を出資した大阪府には、制度終結に向け、平成 26 年度の債権放棄から 10 年後を目途に債権整理を行う方向で府下市町と調整を進めていくことを確認しております。未償還金にかかる債権整理に向けて、引き続き適正な債権管理に努め、大阪府とも連携を密にしながら取り組んでまいります。

2 共同浴場の管理について

当課が所管する長瀬共同浴場及び荒本共同浴場（以下「共同浴場」という。）については、指定管理者による管理が行われており、令和2年度の管理委託料をそれぞれの年間利用者総数で除した額は、荒本共同浴場で約840円、長瀬共同浴場で約870円となっている。

前回の監査でも指摘したとおり、共同浴場の設置目的から、必ずしも民間の公衆浴場との比較になじむものとはいえないものの、共同浴場の入浴料が平成21年4月以降、大人1人1回250円、中人同100円、小人同50円で据え置かれる一方、大阪府公衆浴場組合加盟の公衆浴場の入浴料は3回にわたって改正されており、この見直しも含め、更に効率的な管理運営の手法を検討されたい。

措置内容

改善中

料金改定を含めた効率的な管理運営の指摘につきましては、利用者が多い地元のまちづくり推進会議委員と令和5年1月に料金改定について協議を行いました。料金改定に対しての一定の理解はいただきましたが、物価高騰に比して賃金上昇が追い付かず生活がさらに苦しい状況下であり、今は値上げについては控えてほしいとのことでありました。住民の生活の根幹に関わる問題でありますので、料金改定額及びその時期については今後も協議を重ねながら理解が得られるよう努めてまいります。

長瀬人権文化センター

契約事務について

- (1) 予定価格の公表については、行政管理部が作成した契約事務の手引きにおいて、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性が確保できないと認められる場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当センターでは、起案に事前公表とする具体的な理由を記載しないまま、入札に際して予定価格を事前に公表しているものが見受けられた。

事前公表は公表された予定価格等が目安となることで競争が制限され、業者の積算努力が損なわれるという側面がある。これを踏まえ慎重に判断した上で、事前公表とする場合は説明責任を果たせるようにその理由を明らかにされたい。

- (2) 契約書に、労働関係法令遵守及び解除権の条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (3) 契約書に、破産法等に基づく解除に係る違約金に関する条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (4) 契約書に、独占禁止に係る違約金に関する条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (5) 契約書において、毎月の業務完了後に報告書を提出すると規定されているが、2か月ごとに提出されているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

- (1) 予定価格の公表の件については、前契約が令和5年5月末に終了し、予定価格を事後公表とした上で、令和5年6月から長期継続契約を締結いたしました。
- (2) 契約書に、労働関係法令遵守及び解除権の条項が未規定であった件につきましては、令和4年度より契約書内に規定、契約を締結し是正いたしました。
- (3) 契約書に、破産法等に基づく解除に係る違約金に関する条項が未規定であった件につきましては、令和4年度及び令和5年度より契約書内に規定、契約を締結し是正いたしました。
- (4) 契約書に、独占禁止に係る違約金に関する条項が未規定であった件につきましては、令和5年6月に長期継続契約を締結した際に、独占禁止に係る違約金に関する条項を契約書内に規定し是正いたしました。
- (5) 業務完了後の報告書の提出の件につきましては、令和4年4月より毎月業務完了後に報告書の提出を求め、是正いたしました。

荒本人権文化センター

契約事務について

- (1) 予定価格の公表については、行政管理部が作成した契約事務の手引きにおいて、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性が確保できないと認められる場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当センターでは、起案に事前公表とする具体的な理由を記載しないまま、入札に際して予定価格を事前に公表しているものが見受けられた。

事前公表は公表された予定価格等が目安となることで競争が制限され、業者の積算努力が損なわれるという側面がある。これを踏まえ慎重に判断した上で、事前公表とする場合は説明責任を果たせるようにその理由を明らかにされたい。

- (2) 契約書に、労働関係法令遵守及び解除権の条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (3) 契約書において、支払時期を委託期間終了後と規定しているが、毎月業務完了後に支払っているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (4) 契約書に規定されている業務実施後の報告書が提出されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (5) 仕様書に規定されている業務の実施が報告書で確認できないものが多数見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

(1)

令和5年度の入札事案におきまして、起案に具体的な理由を記載したうえで予定価格を事前公表いたしました。今後も予定価格を事後公表にすることを基本としつつ、事前公表する場合はその理由を明らかにしてまいります。

(2)

ご指摘の労働関係法令遵守及び解除権の条項については、これらを追記する変更契約を令和3年度契約において締結いたしました。

(3)

ご指摘の契約書の文言については、支払時期を毎月業務終了後とする内容に変更するための変更契約を令和3年度契約において締結いたしました。

(4)

業務実施後の報告書につきまして、実施業者に提出を求め、令和4年2月1日に受理いたしました。

(5)

令和3年度の定期監査による指摘後、すみやかに仕様書の規定に基づいて業務を行うよう委託業者に指導すると共に、報告書の記載についても注意するよう指導いたしました。それ以降は、複数の職員で業務実施状況や報告書の内容について確認しております。その結果、業務実施状況や報告書の記載につきまして、改善がなされました。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和6年2月8日

3. 監査結果に関する報告

令和4年2月10日監報第8号 監査結果報告書

4. 監査の対象

上下水道局水道総務部所管事務

管財課

契約事務について

- (1) 予定価格の公表については、市の取扱いにおいて、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性が確保できないと認められる場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当課では、起案に事前公表とする具体的な理由を記載しないまま、入札に際して予定価格を事前に公表しているものが見受けられた。

事前公表は公表された予定価格等が目安となることで競争が制限され、業者の積算努力が損なわれるという側面がある。これを踏まえ慎重に判断した上で、事前公表とする場合は説明責任を果たせるようにその理由を明らかにされたい。

- (2) 上下水道局水道契約規程第 24 条において、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 の規定により随意契約によろうとする場合は、予定価格が 50,000 円以下であるときや、契約の相手方が 1 人の者に特定されるとき等の例外を除いては、2 人以上の者から見積書を提出させなければならないと規定されているが、当該契約については 1 人の者に特定されることとして、1 者からの見積書により契約を締結しているものが見受けられた。

入札が原則であることから、複数の業者が存在する業務を 1 者に特定する際には説明責任を果たすことができるように、十分に調査したうえで判断されたい。

- (3) 契約書に、暴力団排除に関する条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (4) 契約書に、権利の譲渡等の制限に関する条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (5) 契約書に、再委託の禁止に関する条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (6) 契約書に、労働関係法令遵守及び解除権の条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (7) 契約書に、破産法等に基づく解除に係る違約金に関する条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

(8) 契約書に、独占禁止に係る違約金に関する条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

(9) 長期継続契約を締結しているが、契約書に予算の減額又は削除があった場合には、当該長期継続契約を解除できる旨の条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

(10) 暴力団排除に関する誓約書を徴収していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

一部措置済

(1) 指摘事項につきましては、令和5年度に新たに入札を執行した際には、ご指摘を踏まえ予定価格を事後公表といたしました。なお、予定価格を事前公表する場合には入札執行起案の摘要等にその理由を記載いたします。

(2) 指摘事項につきましては、仕様としている高圧絶縁監視装置による高圧受電設備の絶縁状態の常時監視を履行できる業者が現在1者のみのため、地方公営企業法施行令第21条の14の規程第1項第2号により契約締結しているものです。

(3) 指摘事項につきましては、令和4年度に新たに契約を締結した際には、契約書に該当条項を明記しており、ご指摘以降に作成した契約書に関しましては適正な事務処理を行っております。

(4)、(5) 指摘事項につきましては、ご指摘以降に作成した契約書には該当条項を明記いたしました。なお、ご指摘を受けた時点から現在まで契約が継続している案件につきましては、令和6年3月末をもって契約が満了いたしますので、今後新たに契約を締結する際には契約書に該当条項を十分精査し明記いたします。

(6) 指摘事項につきましては、令和5年度に新たに契約を締結した際には、契約書に該当条項を明記しており、適正な事務処理を行っております。

(7) 指摘事項につきましては、ご指摘以降に作成した契約書には該当条項を明記いたしました。なお、ご指摘を受けた時点から現在まで契約が継続している案件につきましては、令和6年3月末をもって契約が満了いたしますので、今後新たに契約を締結する際には契約書に該当条項を十分精査し明記いたします。

(8) 指摘事項につきましては、ご指摘以降に作成した契約書には該当条項を明記しており、適正な事務処理を行っております。

(9) 指摘事項につきましては、現契約が令和6年3月末をもって契約が満了いたしますので、今後新たに契約を締結する際には契約書に該当条項を十分精査し明記いたします。

(10) 指摘事項につきましては、暴力団排除に関する誓約書を契約業者に提出を求め受領いたしました。なお、ご指摘以降に契約を締結した案件についても、誓約書の提出を求め受領し、適正な事務処理を行っております。

収納対策課

1 水道料金の未収金・不納欠損金について

(1) 水道料金の過年度未収金は、令和3年9月末現在 91,192,162 円となっている。

毎月の給水停止や高額滞納者への臨戸訪問等による対策を行っており、未収金は減少傾向にあるものの、負担の公平性の観点からも引き続き早期回収に努められたい。

(2) 水道料金は民法が適用され私法上の債権となるため、不納欠損処分を行うには、債務者から消滅時効の援用があった場合か、議会の議決又は債権の管理に関する条例に基づき債権を放棄することが必要である。

ところで、当課では債権放棄の手続きを経ないまま、令和2年度において 18,100,170 円の不納欠損処分を行っている。

前回の監査時にも指摘しているものであり、早急に是正し適正な事務処理をされたい。

措置内容

一部措置済

(1) 引き続き、毎月の給水停止や未納使用者へ架電等の対策を行い、未収金の早期回収に努めます。

【参考】令和5年9月末過年度未収金 55,660,639 円

(2) 令和3年度以降は不納欠損処分の対象となった債権について、債権放棄の手続きを経たうえで不納欠損処分を行っております。今後発生する対象債権につきましても引き続き適正な事務処理を実施してまいります。

【参考】令和4年度末不納欠損処分量 13,476,611 円

2 浴場用水道料金等集金事務委託について

水道料金等の集金に係る事務について、2つの浴場組合に委託しており、各組合の全集金額の4%を集金委託手数料として支払っている。

ところで、当該集金事務について、その率については、算定根拠も不明のまま長年変更されておらず、また各組合における集金額は年々減少している。

前回の監査でも指摘しており、当該集金事務委託契約のあり方について検討されたい。

措置内容

検討中

ご指摘以降、二つの浴場組合と打ち合わせを行いました。利用者の減少や燃料費の上昇に伴う経営状況の悪化の訴えがあり、また近年は毎年2、3軒の公衆浴場が廃業していること、令和5年に入ってから既に2軒が廃業していることから、委託契約の見直しによる収納事務及び市民生活における衛生管理への影響が懸念されるため、見直しについては引き続き検討していくものです。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和6年2月8日

3. 監査結果に関する報告

令和4年2月10日監報第9号 監査結果報告書

4. 監査の対象

上下水道局水道施設部所管事務

配水施設課

契約事務について

- (1) 上下水道局契約規程第 24 条において、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 の規定により随意契約にしようとする場合は、予定価格が 50,000 円以下であるときや、契約の相手方が 1 人の者に特定されるとき等の例外を除いては、2 人以上の者から見積書を提出させなければならないと規定されているが、当該契約については 1 人の者に特定されるとして、1 者からの見積書により契約を締結しているものが見受けられた。

入札が原則であることから、複数の業者が存在する業務を 1 者に特定する際には説明責任を果たすことができるように、十分に調査したうえで判断されたい。

- (2) 仕様書において、業務従事者の保険証及び資格書の写しを届け出ると規定されているが保険証の写しが提出されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

一部措置済

- (1) 指摘事項につきましては、仕様としている高圧絶縁監視装置による高圧受電設備の絶縁状態の常時監視を履行可能な業者は 1 者のみということから、随意契約としているものです。当該契約は長期継続契約となっており、次回、令和 6 年度発注の際には十分な調査を行い、説明責任が果たせるよう努めます。
- (2) 指摘事項につきましては、令和 4 年 1 月に不備のあった提出資料を差し替えし、適正な事務処理を行いました。